

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年6月28日
【会社名】	味の素株式会社
【英訳名】	Ajinomoto Co., Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西井 孝明
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目15番1号
【電話番号】	03(5250)8161
【事務連絡者氏名】	財務・経理部 会計・企画グループ長 水谷 英一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目15番1号
【電話番号】	03(5250)8161
【事務連絡者氏名】	財務・経理部 会計・企画グループ長 水谷 英一
【縦覧に供する場所】	味の素株式会社本社 (東京都中央区京橋一丁目15番1号) 味の素株式会社大阪支社 (大阪市北区中之島六丁目2番57号) 味の素株式会社名古屋支社 (名古屋市昭和区阿由知通2丁目3番地) 味の素株式会社関東支店 (さいたま市中央区新都心4番地3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2017年6月27日開催の当社第139回定時株主総会（以下「本総会」という。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

2017年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

当社の公告方法を電子公告に変更し、また、取締役および監査役の報酬の例示から「退職慰労金」の記載を削除するために、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、伊藤雅俊、西井孝明、高藤悦弘、福士博司、栃尾雅也、木村 毅、橘・フクシマ・咲江、齋藤泰雄および名和高司の9名を選任する。

第4号議案 役員等に対する中期業績連動型株式報酬制度の導入の件

社外取締役を除く取締役ならびに執行役員および理事（国内非居住者を除く。）に対して、役員および中期経営計画の目標達成度に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付および給付する、信託を用いた中期業績連動型株式報酬制度を新たに導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	議決権の数			決議の結果	
	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成比率（％）	可否
第1号議案 剰余金の処分の件	4,480,109	2,418	1	97.92	可決
第2号議案 定款一部変更の件	4,480,214	2,312	1	97.92	可決
第3号議案 取締役9名選任の件					
伊藤雅俊	4,449,950	28,057	4,492	97.26	可決
西井孝明	4,460,491	17,516	4,492	97.49	可決
高藤悦弘	4,447,962	30,045	4,492	97.22	可決
福士博司	4,447,807	30,200	4,492	97.21	可決
栃尾雅也	4,448,861	29,146	4,492	97.24	可決
木村 毅	4,448,633	29,374	4,492	97.23	可決
橘・フクシマ・咲江	4,467,464	15,034	1	97.64	可決
齋藤泰雄	4,471,025	11,473	1	97.72	可決
名和高司	4,445,261	37,237	1	97.16	可決
第4号議案 役員等に対する中期業績連動型 株式報酬制度の導入の件	4,459,907	22,610	1	97.48	可決

(注) 1. 各議案が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案および第4号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

・第3号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 各議案の賛成比率は、以下のとおり算出しております。

$$\frac{\text{事前行使分のうち賛成の議決権個数} + \text{当日出席株主のうち賛成が確認できた株主の議決権個数}}{\text{事前行使分の議決権個数} + \text{当日出席株主の議決権個数}}$$

3. 各議案の賛成比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に本総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計することにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上